

平成25年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン(鉛筆は不可)またはボールペンを使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、2枚あります。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

## 【民 法】

### 設問 1

以下の〔Xの相談内容①〕は、I法律事務所の弁護士MがXから法律相談を受けたときの相談内容と、この相談を受けて、MがI法律事務所で弁護修習中の司法修習生Nとの間で交わした会話である。これを読み、各小問に答えなさい。

#### 〔Xの相談内容①〕

1. 私は、A駅の近くにある小さなスポーツ用品店を営んでいます。この店は、父親がもともと持っていた自宅の土地建物を改装したもので、開店して30年ほどになります。A駅周辺は住宅地ですが、最近は住民の高齢化が進んでいて、店の前の通りは人通りが少なくなっており、子どもも少なくなっています。近くの公立小学校は1学年1クラスしかありません。おかげで、売り上げは右肩下がりで。
2. 今回ご相談したいのは、私と、町内会で顔なじみのYとの間に起こったトラブルです。Yは、町内の交流行事のとりまとめ役になったり、少年野球チームにも関わったりするなど、町内ではちょっとした有名人です。
3. 平成24年11月20日、Yが私の店を訪れ、次のような話を切り出されました。「12月9日に隣町のグラウンドで、有名な元プロ野球選手で、今年（平成24年）をもって引退したKが講師を務める野球の体験教室がある。私はKの後援会に入っていたので、Kをバックアップしたいし、今後野球界が発展していくためにも多くの子ども達に参加して欲しい。そこで、私が子供用の野球のグローブを新品で用意して、参加してくれた子ども達にプレゼントすることにした。ついては、グローブを50個注文したい」というのです。

私としては願ってもない話でしたので、二つ返事で引き受けました。しかし、Yは別の用事があるそうで、私の返事を聞くなり、「それじゃ頼んだ」といって出ていってしまい、Yからはグローブの種類について特段の指定はありませんでした。私は、Yに改めて確認するのも面倒でしたし、あまり日程的な余裕もありませんでしたので、すぐに一般的な子供用のグローブ（小売価格は1個3000円。仕入れ価格は1個2000円）を50個、いつも取引している卸業者に発注しました。
4. 一週間後の11月27日、発注したグローブ50個が店に届きましたので、すぐさまYに入荷したから来店するよう電話で連絡しましたが、Yはなかなかグローブを取りに来ません。

おかしいと思って12月2日にYに問い合わせたところ、Yは、「野球の体験教室は講師になるはずのKの都合が付かず、中止になったので、グローブは要らなくなった。グローブは使っていないんだから店で売り物にすればいいだろう。私は代金を払うつもりはない。そもそも、子供用のグローブが3000円という話は聞いていないし、私は2000円くらいだと思っていた。」と言ってきたのです。

私としては、そんな言い分は通らないと思いますので、きっちりと払うべきものを払って欲しいと思っています。

〔弁護士 M と司法修習生 N の会話〕

M： さて、N さん。初めて法律相談に同席してもらいましたが、どのような感想を持ちましたか。

N： 実際に困っている方を目の前にして、このような方々の力になりたい、という思いを強くしました。とはいえ、初めてお会いする方についてこのようなことを申し上げるのも気が引けるのですが、今日のお話だけでは、事実関係の真偽はよくわからない、という印象も受けました。

M： 事実関係についてはたしかに分からないところもありますが、さしあたり、伺った内容を前提に、今後の方針を検討しましょう。本件で、X さんが Y さんに請求する内容として、どのようなものが考えられるでしょうか。

N： 売買契約が成立していることを主張して、これに基づく代金の支払いを請求することになると思います。

M： そうなりそうですね。しかし本件は、一筋縄ではいかないのではありませんか？

N： はい。民法 (①) 条によると、売買契約が成立するためには、売主と買主との間で (②) と代金額の二点について合意があることが必要ですが、本件では、代金額について明確な合意がないようなので、その点に問題があります。

M： そうですね。売買契約は、消費貸借契約のような (③) 契約や、保証契約のような (④) 契約ではなく、民法の原則通り (⑤)・不 (④) の契約ですから、口頭であっても合意があれば契約は成立することになるわけですが、本件において代金額について合意があると考えられますか？

N： (α) XとYの意思表示を解釈すれば、仮にYがグローブの代金が 2000 円程度だと思っていたとしても、本件において代金額につき合意があり、契約が成立していると解釈できると 思います。

M： なるほど。しかし、このような解釈が認められたとしても、それだけでは問題は決着しませんね。

N： はい。Y としては、仮に契約が成立しているとしても、錯誤のために契約が (⑥) であることを主張するものと考えられます。

M： この主張についてはどのように考えますか？

N： 錯誤による (⑥) に該当するためには、(⑦) 条本文が規定するように、法律行為の (⑧) に錯誤があることが必要です。代金額については (⑧) に当たることは明らかだと思いますが、同条ただし書に該当するかが争点になりそうです。

M： そうですね。他にも、Y としては、(β) 野球の体験教室が中止になったことを根拠にして、代金を支払わなくてもよいことを主張してきそうです。

(問 1) (各 5 点)

〔弁護士 M と司法修習生 N の会話〕 中の (①) ～ (⑧) に適切な語句を埋めなさい。なお、同じ番号には同じ語句が入る。

**(問 2) (20 点)**

下線部 (α) について、そのように考えることのできる理由を説明しなさい。

**(問 3) (20 点)**

下線部 (β) について、ありうる法的主張を指摘し、その成否について検討しなさい。なお、法的主張は複数挙げるのが望ましい。

**設問 2 (40 点)**

設問 1 の相談をした後に M 弁護士から法律的なアドバイスを受けた X は、1 ヶ月後、再度 I 法律事務所を訪れた。その際の相談内容は、次のようなものであった。これを読み、次の間に答えなさい。

[X の相談内容②]

5. その後 Y と粘り強く交渉したところ、Y はグローブの代金を全額支払うことには同意し、代金を支払ってくれましたが、一向にグローブを引き取ってくれません。
6. しかし、私としては、このままずっと店にグローブを 50 個も置いておかれるのは大変迷惑です。私の店は手狭なので、商売の方針として、各商品の在庫はなるべく少なくしてその分品揃えを優先し、ひとつ売れたらすぐに新しい物を仕入れる、という形で今まで商売をしてきたのです。ですから、もう売れたはずの子供用グローブを店に置いておくのは商売の邪魔でしかありません。

**(問)**

X は Y に対していかなる請求をなしうるか。その根拠となる法的主張の要件及び効果を明らかにしながら説明しなさい。なお、X と Y の間でグローブ 50 個について有効に売買契約が成立していることは前提としてよい。